

日田市学校給食費条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

物価高騰に伴う賄材料費の増加に対応するため、学校給食費の額を改定するもの。

2. 主な制定内容

学校給食費の金額について小学校を 5,700 円、中学校を 6,400 円に改定するもの。

3. 施行の時期

令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第 4 項第 4 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

該当理由

日田市教育委員会にて審議を行うものであるため。